平成２２年（フ）第１７４号
千葉市中央区星久喜町158番地１　光生ビル203号、住民票上の住所千葉県松戸市高塚新田641番地の57　パレスフローラル１号
債務者　上地千恵子
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１８３号
千葉市美浜区磯辺５丁目10番１―204号
債務者　相川　恵美
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１９０号
千葉市中央区祐光１丁目24番８号　サンライズマンション１階Ａ号
債務者　林　　泰広
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１９９号
千葉市稲毛区長沼町130番地５　メゾンエスタービルＣ204号
債務者　石川　日和
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２３３号
千葉市中央区東千葉２丁目６番１―426号
債務者　野本　依子
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２３６号
千葉市稲毛区黒砂台１丁目15番20号　ソワサントペルシェ102号
債務者　米澤　　寛
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２４２号
千葉市花見川区犢橋町1614番地28　ラパークガーデン104号
債務者　金澤　勇仁
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２４４号
千葉県市原市山田橋２丁目９番地９　エスペランサ田園ⅡＣ202
債務者　山崎由加里
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２５３号
千葉県習志野市谷津３丁目１番16―212号
債務者　桑島　道代
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３号
山梨県中巨摩郡昭和町西条新田888番地１　プラシードハウス昭和Ａ―３号
債務者　熊谷　　徹
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７号
山梨県南都留郡富士河口湖町船津7098番地１　アクアマリンハイツ204
債務者　佐藤　幸子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第５０号
長野県東筑摩郡山形村2500番地３
債務者　小坂　浩一
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第５２号
長野県塩尻市大門三番町２―29　フレグランス清水Ｂ202、住民票上の住所長野県塩尻市大門三番町４番14号
債務者　髙梨　香織
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第３号
長野県茅野市宮川8644番地１　雇用促進住宅１棟210号
債務者　竹内　雅幸
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第１１２号
岐阜県羽島郡笠松町北及1701番地の１
債務者　後藤　　弘
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１１３号
岐阜県羽島郡笠松町北及1701番地の１
債務者　後藤由香利
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１２２号
岐阜市加納愛宕町18番地１愛宕住宅425号室
債務者　林　由紀子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　岐阜地方裁判所